

平成27年(2015年)4月1日 <No-2>

長野県松本家畜保健衛生所
〒390-0851 松本市島内西川原 6931
TEL:0263-47-3223 FAX:0263-47-0101
E-mail:matsukachiku@pref.nagano.lg.jp
中信家畜畜産物衛生指導協会
TEL:0263-47-6789

かほだより

平成27年度から馬伝染性貧血検査の 対象が「すべての馬」となります

馬伝染性貧血は、家畜伝染病予防法で法定伝染病に指定されている致死率が高い馬の伝染病です。従来、本病の検査は、種雄馬及び大会に出場する馬などを対象に毎年実施してきましたが、平成27年度からは、**肉用を除く「すべての馬」(愛玩・観光用を含みます)**を対象に**4年毎(種雄馬は毎年)**に実施することになりました。

馬の飼養者におかれましては、本病の発生予防のため、検査に御理解・御協力をお願いします。

<松本家畜保健衛生所管内における検査スケジュール>

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31以降 |
|------------|-----|------|-----|--------------------|--------------|
| 検査対象 地区 | 木曾町 | 安曇野市 | 松本市 | 木曾町、安曇野市、松本市以外の市町村 | 27~30年度の繰り返し |

※大会に出場する馬の飼養者の方へ

日本中央競馬会の入厩条件が平成27年1月1日から変更されました。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 入厩検査を受験する馬は、 入厩日の5年前の日の属する年度開始の1月1日以降 の馬伝染性貧血検査証明書を本会に提出しなければならない。 | 入厩検査を受験する馬は、 入厩日の前年1月1日以降 の馬伝染性貧血検査証明書を本会に提出しなければならない。 |

この変更に伴い各競技会の入厩条件も変更になる場合がありますので、衛生対策要綱をご確認の上、必要な場合は松本家畜保健衛生所へ検査の申し込みをお願いします。

平成27年度から肉用繁殖牛の ヨーネ病検査が「4年に一度」となります

牛のヨーネ病は頑固な下痢を主徴とする疾病で、家畜伝染病予防法で法定伝染病に指定されています。本県では、肉用繁殖牛に対し、平成17年度から2年に一度検査を実施してきましたが、この間県内での発生はなく、清浄性が保たれていると考えられます。

そこで平成27年度からは、**肉用繁殖牛については検査間隔を「4年に一度」**(種雄牛は毎年)と延長することになりました。

肉用繁殖牛の飼養者におかれましては、本病の発生予防のため、引き続き検査に御理解・御協力をお願いします。

<松本家畜保健衛生所管内における肉用繁殖牛の検査スケジュール>

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31以降 |
|------------|--------------------------------------|---|---------------------------------|--|--------------|
| 検査対象 地区 | 木曾町(福島、日義)、王滝村、松本市(梓川)安曇野市(明科、三郷、堀金) | 南木曾町、木曾町(開田高原)、木祖村、松本市(旧西部、四賀)、安曇野市(穂高) | 木曾町(三岳)、松本市(波田)、山形村、朝日村、筑北村、松川村 | 上松町、大桑村、松本市(旧東部・奈川)、塩尻市、安曇野市(豊科)、麻績村、大町市、小谷村 | 27~30年度の繰り返し |

なお、乳用牛のヨーネ病検査は従来通り2年に一度（結核・ブルセラ病は4年に1度）です。
今年度の検査日程は下記のとおり予定しています。

<平成27年度の検査日程>（*一部農家について例外があります。）

| 検査月 | 地区 | ヨーネ病 | 結核病 | ブルセラ病 |
|-----|--------------------|------|-----|-------|
| 4月 | 安曇野市三郷、松本市新村の一部 | ○ | / | / |
| | 松本市波田 | ○ | ○ | ○ |
| 5月 | 安曇野市堀金、松本市梓川、王滝村 | ○ | / | / |
| 6月 | 安曇野市三郷（1件） | ○ | / | / |
| 10月 | 木曾町三岳 | ○ | ○ | ○ |
| 11月 | 木曾町新開・福島・日義（肉用繁殖牛） | ○ | / | / |
| | 松川村、筑北村、朝日村、山形村 | ○ | ○ | ○ |

平成27年度 家畜保健衛生所主要事業の年間スケジュール

